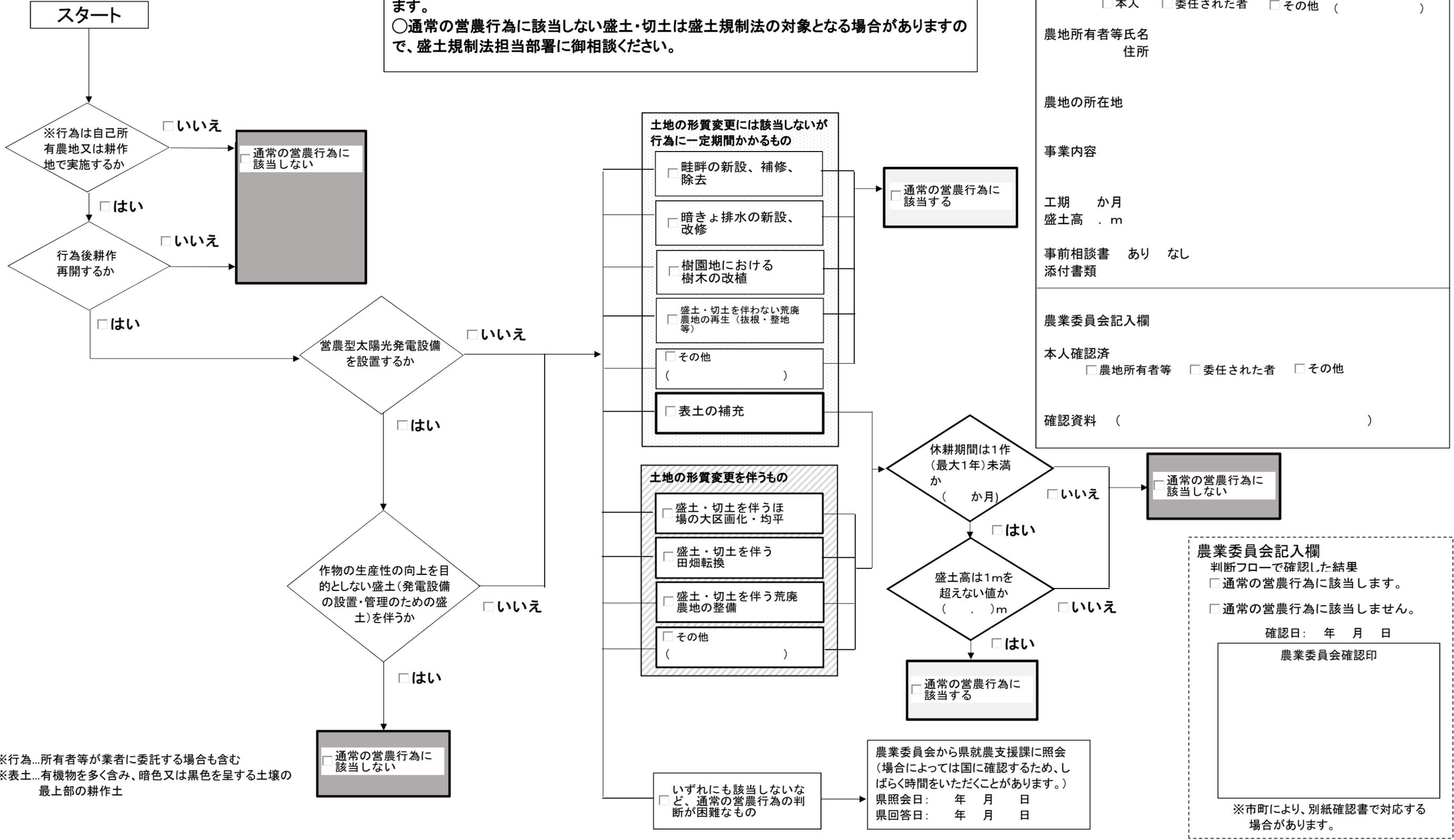


通常の営農行為の範疇の判断基準の確認フロー（広島県）

（注意事項）
 ○このフローは通常の営農行為の該当の適否について確認するものです。このため、確認後の盛土高等が変更となった場合は、盛土規制法による規制対象となる可能性があります。
 ○通常の営農行為に該当しない盛土・切土は盛土規制法の対象となる場合がありますので、盛土規制法担当部署に御相談ください。



※行為...所有者等が業者に委託する場合も含む
 ※表土...有機物を多く含み、暗色又は黒色を呈する土壌の最上部の耕作土

農業委員会記入欄
 判断フローで確認した結果
 通常の営農行為に該当します。
 通常の営農行為に該当しません。
 確認日： 年 月 日
 農業委員会確認印
 ※市町により、別紙確認書で対応する場合があります。

相談年月日 年 月 日
 相談者氏名
 住所
 連絡先電話番号
 農地所有者等との関係
 本人 委任された者 その他 ()
 農地所有者等氏名
 住所
 農地の所在地
 事業内容
 工期 か月
 盛土高 . m
 事前相談書 あり なし
 添付書類
 農業委員会記入欄
 本人確認済
 農地所有者等 委任された者 その他
 確認資料 ()

農業委員会から県就農支援課に照会
 （場合によっては国に確認するため、しばらく時間をいただくことがあります。）
 県照会日： 年 月 日
 県回答日： 年 月 日